

平成 26 年第 9 回
北栄町農業委員会総会議事録

平成 26 年第 9 回北栄町農業委員会総会

開催年月日	平成26年9月10日（水）					
開催の場所	北栄町北条農村環境改善センター					
開 会	平成26年9月10日（水） 午前10時					
出席委員 （ 2 3 名）	1 番	河原 廣美	2 番	家森 政男		
	4 番	田中 則重	5 番	濱田 陽一	6 番	木村 悟
	7 番	坂本 憲昭	8 番	友定 憲一	9 番	村岡 昌美
	1 0 番	永田 恭彦	1 1 番	徳山 克之	1 2 番	前田 榮久
	1 3 番	宇田川誠章	1 4 番	福光 康男	1 5 番	杉川 武士
	1 6 番	徳山 隆敏	1 7 番	津川 孝篤	1 8 番	前田 浩明
	1 9 番	森本 真理子	2 0 番	山下 正美	2 1 番	谷口 廣志
	2 2 番	遠藤 忠充			2 4 番	盛山 由紀子
			2 6 番	濱坂 良男		
欠席委員等	3 番 岸田 一成 2 3 番 斎尾 智弘					
事務局	局長	下阪 啓二	書 記	阪本 知春		
閉 会	平成26年9月10日（水） 午後0時17分					

日程

1 開会

3 議長開会宣言 定足数の確認

4 議事録署名委員の選出 (14番福光)(15番杉川)

5 議事

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について(5件)
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請について(1件)
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請について(1件)
- (4) 農地利用集積計画の決定について
 - ・利用権設定
 - ・北栄町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4章1の(5)の規定による所有権の移転申出書(1件)

6 協議事項

- (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
- (2) 農地法第18条第6項の規定による通知書について
- (3) 農地の転用に関する確認願について(2アール未満の農業用施設)
- (4) 北栄町農業経営基盤強化基本構想の改正について

7 報告事項

- (1) 委員会報告
 - 農地委員会
 - 農政委員会
 - 広報委員会

8 連絡事項

- (1) 総会開催予定等
 - ・第10回総会 平成26年10月10日(金)午後1時30分から
北栄町北条農村環境改善センター
 - 現地確認 平成26年10月9日(木)事務局集合
担当委員 議席番号14番、15番、16番、17番
 - 議案締切日 平成26年9月25日(木)

9 その他

10 閉会

【添付】 資料、資料(写真)

○事務局 それでは、ただいまより平成26年度第9回北栄町農業委員会の総会を開催します。

会長さん、御挨拶をお願いします。

○濱坂会長 皆さん、こんにちは。8月はとても大変な天気でございます。日照量が平年の3分の1、それから雨量が例年の3倍という状況で、農作物等の生育にも非常に影響が出ているというところでございます。広島のように大きな災害もなく、とりあえずは成育停滞ぐらいなところで終わっておりますので、この辺としてはいいかなと思います。

それから、後ほど報告があらうかと思いますが、婚活事業でございますけれども、ようやく皆様、御努力いただいて14名ずつの参加を確保できるということで、これから細かいところを詰めていかなければいけないとは思いますが、これからいろいろまた御協力をお願いするかと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、ここ数日間、一番新聞の3分の1ぐらい紙面をとっていたのではないかなというのは、例の錦織圭のグランドスラムの、残念ながら優勝にはなりませんでしたが、彼の姿が大きく報道されております。その姿を見ながら日本人たちが、いわゆる夢と希望を持って頑張らなければいけないなと感じたということがあちこちに出ておりました。錦織圭一人でしたことではなくて、いろんな人の支えがあってここまで来たということで名伯楽がいて名馬も出るということだろうと思ひます。私達も一人でやっているようにすけれども、いろんな人に助けられてやっているということだと思ひます。

それで、夢と希望ということでききますと、内閣改造がありまして新しく西川公也氏が農林水産大臣になりました。いよいよ農林水産業、それから地域の活力創造プランを実行するというところで本部を立ち上げました。中身としては、国内外、所得をふやすということなのですが、4本柱として国内外の需要拡大、それから需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築と、それから生産現場の強化、多面的機能の維持・発揮という4本柱を出して、それをさらに具体化していくということだと思ひますけれども、所得を10年間で倍増するということですが、中身が見えない段階でいろいろ言うのはどうかと思ひますけれども、果たして錦織圭のように、この政策に対して皆さん方はどうでしょうか、夢と希望が湧いてきたでしょうか。頑張らなければいけないなと思われたでしょうか。その辺が本気で頑張る姿を見せればそういうふうに伝わっていくだろうと思ひますが、ただパフォーマンス的にそういうことをやっていてもなかなか現場に伝わってこないという姿ももしかしたらあるかもしれないし、逆もあるかもしれません。これからは十分その辺の政策も、私達当然直接かわることでございしますので、十分見詰めていきたいなと思ひておるところです。今の状況を若干申し上げまして、錦織圭に触発されて私達も頑張らなければいけないなということで、きょうの挨拶といたします。以上です。

○事務局 ありがとうございます。後になりましたけれども、本日は、本来であれば1時半からの会議ということで皆様にはお願ひをしていたわけですが、ちょうど議会有りまして、きょうは本会議ではないのですが、委員会を開催される日として、産業建設常任委員会が昼から開催されて、私もそちらのほうに出席をしなければならないという状況でございましたので、急遽午前中に変えさせていただいたところです。御了承願ひたいと思ひます。

そうしますと、農業委員会の会議規則第5条に、会長は、会議の議長となり、議事を整理するとありますので、以後、会長に議長として進行をしていただきます。

○濱坂議長 そうしますと、規則によりまして議長に就任をさせていただきます。

きょうの欠席は、3番、岸田委員、23番、齋尾委員でございます。

次に、議事録署名委員の選出でございますが、順番に従いまして、14番、福光委員、15番、杉川委員にお願ひをしたいと思います。

早速ですが、議事に入りたいと思ひます。

1番、農地法第3条の規定による許可申請について、5件でございます。ただ、この5件でございますが、受け手のほうが同一人物でございますので、内容としては出し手が違うだけでございしますので、一括審議いただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

説明願ひします。

○事務局 お配りしておりますレジュメの4ページをごらんください。こちらに議案等に係る位置図を付けております。また、写真を別紙資料として差し上げておりますので、議事等の参考にさせていただきたいと思います。

そうしますと、第1号でございますが、第1号に係る案件は5件でございます。議事の2ページをごらんください。第1号に係る農地は、5筆、5, 462平方メートルでございます。譲渡人は倉吉市及び町内の同地区にお住まいですが、この農地の耕作ができないことから売買による所有権移転をされるものでございます。

議事の5ページをごらんください。農地の今後につきましては、野菜類を耕作されます。

6ページをごらんください。農作業に従事する者については、譲り受け人とその従事者3名となっております。

議事の8ページをごらんください。周辺農地との関係では、これまで同様、農地として使用すること、及び農薬の使用方法についても地域の防除基準に従うとのことでございます。説明は以上です。

○濱坂議長 説明が終わりました。ただいま申し上げましたように、譲渡人が変わりますけれども、譲り受け人は同一人物でございますので、5件一括して質疑、意見を求めたいと思います。いかがでしょうか。

なお、3ページに過去の取得農地を黒塗りで示しておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

いかがでしょうか。発言はございませんか。

○前田（浩）委員 では、一ついいですか。

○濱坂議長 6番。

○前田（浩）委員 質問というよりお願いですが、面積を3ヘクタールを、十分これ面積を超えるわけですし、十分な管理をしていただきたいと、これは常々思っておることでございます。

○濱坂議長 ありがとうございます。

そのほかございませんか。

○河原委員 毎回毎回同じようなことを聞いて申しわけないですが、いわゆる田で蔬菜類をつくれるのですか。

○事務局 結局、田んぼとしては使えないと思います。これまでも買われたところは田んぼでなくて、客土をされ、客土といいましょうか、土砂を持って来られて耕作をされておるという格好です。最近のものはハウスを建てられてその中で野菜等をつくられておるようでございます。

○河原委員 では、今後もそういう考えだということで解釈をすればいいのですか。

○事務局 方向はそうだと思います。

○河原委員 確かにあそこはジル田で、どうにもならない田んぼだと思いますから。

○事務局 面積がそこから下のほうもずうっと同じような状況の田んぼで遊休農地も多くて大変なところだなと思っておりますが、その中で諦められているという状況……。

○河原委員 確かにその辺の実情は、私も手伝いに行ってよく知っていたので。

○杉川委員 変な質問かもしれませんが、この●●さんというのは中間管理機構だけに、しよるだと言っていたが、やめてこっちに来られたわけだな。

○事務局 いやいや、元JAの人。

○杉川委員 これは農協とは違うか。

○村岡委員 営農センターの所長をしていたよ。最初からここだという話だった。

○事務局 やめられてべるびゅーに勤められた。

○杉川委員 地元の人だからな、それなりに。

○濱坂議長 今のここの産業振興課に中間管理機構の関係で委託みたいな格好で入っているのが、前の資材課長をしていた●●さん、あれが入っていますから、●●さんのかわりなのかもしれないし、その辺はよくわからない。今は●●さんがおります。

そのほか意見がないようですが、5件、申請のとおり許可してもよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

そうしますと、5件一括許可といたします。

続きまして、2番、農地法第4条の規定による許可申請について1件でございます。説明願います。

○事務局 議事の35ページをごらんください。議案第2号は1件でございます。

議事の36ページをごらんください。この議案に係る農地は、3筆782平方メートルでございます。

議事の45ページをごらんください。こちらに事業計画書がございますが、転用理由につきましては、農地周囲に共同住宅を所有されておりますけれども、入居者の駐車場不足が予想されるので、これを解消するために駐車場として転用されるとのことでございます。

戻りまして、議事の43ページをごらんください。現在、共同住宅は全部で20戸ありますけれども、駐車場は22台分となっております。単身者であれば十分満たすわけでございますが、御夫婦であればそれぞれ車をお持ちの場合は不足することになるわけでございます。このため、新たに12台分の駐車場を設け、計34台分を確保されます。付近の土地・作物等の被害防除措置につきましては、隣接農地との境界に沿ってコンクリートブロックを設置して土砂等の流出がないようにされます。

議事の46ページをごらんください。付近の状況でございますけれども、北と東に水道管と下水道管の配管がございます。これがそれを示す図面でこれからございますが、東側の国坂浜に続く道路を南北に径150mmの下水道管がございます。少し太い線でございます。また、北側の東西に走る道路には200mmの水道管がございます。地域整備課から確認をいたしております。また、500m以内に北条小学校及び北条こども園がございます。

議事の35ページをごらんください。農地区分につきましては、ただいま御説明申し上げた付近の状況から第3種農用地と判断できますとともに、管理設沿道の区域になろうかと思えます。転用許可基準は原則許可でございます。以上でございます。

○濱坂議長 現地確認をしていただいていると思いますので、報告願います。

○永田委員 10番、永田です。昨日、午後1時半より、私、永田と徳山委員、前田委員、宇田川委員4名と、それから下阪局長の5人で現地確認に行つてまいりました。特別、転用についてひっかかりのあるようなところについては全くなかったです。問題ないと思われれます。以上です。

○濱坂議長 ありがとうございます。

ちょっと確認したいのですが、最初の35ページの管理設沿道という、この「カンリセツ」というのがあるのですけれども……。

○事務局 管理設です。管理設沿道。

○濱坂議長 管というのは何か規格があるのですか。

○事務局 水道管とか下水道管。これが2本以上、ガス管でも結構ですし。

○濱坂議長 どれかが2本以上。

○事務局 そうです。その土地に接していなければいけない。

○濱坂議長 現地確認報告もございました。何か発言はございますか。

○河原委員 いや、特にありません。

○濱坂議長 特に発言がないようですが、4条議案につきまして申請のとおり承認してもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

特に異議がないようですので、4条議案、申請のとおり承認といたします。

続きまして、議事3、農地法第5条の規定による許可申請について、1件でございます。説明願います。

○事務局 議事の48ページをごらんください。東園の●●が砂丘畑の砂利採取を行うものでございます。申請の農地は2筆、地目は畑、2,821㎡でございます。工期は、10月1日から来年2月15日までとなっております。本日、事業計画書をお配りいたしております。ごらんのとおりでございます。1枚物を配らせてもらっております。

議事の69ページをごらんください。実際に砂利採取をされます場所でございます。左

側が北ということになっております。

議事の 70 ページをごらんください。こちらは、標準断面図及び縦断面図でございます。御確認ください。

戻りまして、議事の 55 ページから 56 ページにかけましては、地権者からの確約書がございます。砂利採取後は、季節野菜等を耕作される予定ということでございます。

議事の 60 ページをごらんください。こちらには、運搬経路図がございます。線が入っていないわけですが、砂利採取申請地から西に向かって農道を走られて交差点を横断し、農道のほうをまた東のほうに向かい、ローソンの横を通過して運搬するというようになっておるようでございます。以降、土地関係調書、同意書等でございます。

議事の 71 ページには、掘削作業計画がございます。隣地や道路の境界からは 2 メートルから 5 メートルあけて施工されるということでございます。

議事の 73 ページをごらんください。周囲にめぐらす飛砂防止柵は、高さ 1 メートルから 1.5 メートルとされております。これによりまして、周囲の農地への影響はないものと思います。なお、農地区分につきましては、第 1 種農用地で集団農地でございます。転用許可基準は一時転用でございます。以上です。

○濱坂議長 説明は終わりました。現地確認報告をお願いします。

○永田委員 現地確認報告の前に、砂利採取の運搬経路図、自分もちょっとうっかり見落としておりましたけれども、77 ページに書いておりますけれども、矢印、今の説明と反対ですね。採取した後に東のほうに走るという計画のものです。

それから、現地確認報告ですが、砂利採取において、さほど周辺に影響はないだろうということですが、一つ気になるのは、この運搬経路の道路が余り広くないもので、通行についてより注意をしていただくように念を押していただければいいのではないかと思います。以上です。

○事務局 私は、この矢印の方向ですが、東に向かうとすると三角が変な格好になります。左下に向かって矢印は向かっていると思います。採取するところの右のほうに書いてあるのを見ても、それから、その下についても斜めになっていると思います、三角が。全く横を向いているなら別なのですが。

○永田委員 いや、採取場所から西に向かうと言われませんでした。

○事務局 です。要するにこの三角を見てもらったらわかると思います。右に向かうとすると、採取場所から。三角がおかしな形になっているのです。

○永田委員 ああ、その方向を示す三角ではないと思います。

○事務局 いや、方向を示しているとは思いますが、三角が斜めになっているものです。西を向いているわけではなくって、左下を向いている三角だと思います、これは。

○濱坂議長 この三角は四角で囲ってある側道とか、そういう矢印ですね。

○永田委員 ああ、そういうものの矢印ですから。通行経路ではなくてね。

○濱坂議長 ですね。

○永田委員 ああ、そういうことですね。では、西のほうで問題ない。

○事務局 もうちょっとわかりやすいようにお願いしておきます。私が説明を聞いて●、済みません。

○濱坂議長 現地確認報告も終わりました。何か発言はございますか。

○事務局 報告はまだ済んでいない。

○永田委員 いや、報告はさっき、道路幅が狭いというところがちょっと気になるぐらいだということです。

○濱坂議長 それで、永田委員、幅が狭いからどうしたらいいと。

○永田委員 通行に十分注意してもらうように再度、念押しをしていただければいいのではないかというお話ですね。

○濱坂議長 注意してくださいということを……。

○永田委員 道路を拡幅するわけになりませんから。

○濱坂議長 はい。

河原委員。

○河原委員 登記面積と計画面積が1,000㎡ぐらい違うのですよ。計算すればわかるけれども、たいぎだったので俺、よう計算しなかったのですが、1,000㎡ももう違うのですかね。ところが、全採取量は登記面積で出してあるので。

○事務局 これは、表の一番最初のページの2,821㎡が採取面積です。それで登記面積で書かれていたので、結局括弧書きの1,974㎡というのが入っているでしょう、2,990㎡のところ。この1,974㎡が採取の面積です、実際に。書き方が違うということで、数字の部分のそこだけは直させてもらっているのです。ただ、県の砂利採取の関係にもこのまま出しているようすし、ただ、実際採取をされるは2,821㎡ということで御理解いただければと思います。

○河原委員 いや、私はやげん掘るから、この面積といたってぐるっと回っても1,000平米にもならないなと思ったもので。はい、わかりました。いいです。

○濱坂議長 だから、2,990のうちの3分の2のほどを転用するという意味でしょう。

○事務局 そうですね。

○河原委員 いやいや、転用は全部なのです。ですが、要するにこうやったらこの深さまでしかとりませんよということだから、この数字になっているわけです。

○事務局 というか、図面を見てもらったら、69ページの図面ですけれども。

○河原委員 69でも70でもいいですが。

○事務局 これのですね……。

○河原委員 だから、ここまでしかとらないということでしょう。

○事務局 ええ、開いたところから言うと下のほうが白いわけですよ。

○河原委員 だから、70ページのほうが断面でわかりやすいんですが、台形になっているこの部分までしかとらないから、これだけの面積になってしまいますよという意味だというのはわかったの。

○事務局 です、です。

○濱坂議長 48ページ、2,821㎡、転用面積でしょう。

○河原委員 転用は全面積で出してある。でも、採取量はここの部分しかとらないから、この量だけですよということ。

○事務局 あ、量はね。量はそうですよ。

○河原委員 そこの面積だけがとれる面積だとしてあるので。

○永田委員 結局、表土の仮置き場がそこに入っているからですよ、要するに。転用はしなければいけない、どっちにしても。

○河原委員 多分、ここの部分を除いている。

○事務局 いやいや、表土の仮置き場は、これは一遍にがばっととってしまわない、片側に寄せ、片側に寄せということです。たとえ表土の仮置き場であっても、事業に使うのであれば申請は必要です。

○河原委員 いや、どっちにしてもここの面積までしかとらないわけだ、ここの部分しか。

○事務局 長さが長いわけですから、工区の長さが長いので片側に寄せ片側に寄せということですね。片側に寄せ

ても、なおかつこの縦断面図から見ると、右側になるのかな。そちらのほう側に寄せるということとされるということですよ。

○濱坂議長 1,000㎡は全く使わないのでしょうか。

○事務局 ええ、タッチしないということです。

○濱坂議長 だから、これは書き方がいけないと思う、この別刷りの分が。登記面積、2,990㎡のうち1,974㎡でしていない。

○事務局 だから、計画面積と書いてあるでしょう。

○濱坂議長 計画面積なのですが。河原委員は2,990㎡も転用だと捉えられたでしょう。

○河原委員 というのが全採取量が3,848㎡になっているから、本当ですかということなのです。これは㎡なのでしょう。

○事務局 ㎡と㎡は全然違いますよ。

○河原委員 ええ、それは違うのですが。そうすると、ざっと計算すると1, 000㎡で
ってこんなに少ないのかなと思ったので聞いてみた。

○濱坂議長 全部転用するわけ、2, 000㎡。

○事務局 いや、違いますよ。

○河原委員 いや、しない。

○濱坂議長 河原委員、いいですか。

○河原委員 いいですよ。

○濱坂議長 そのほかはございませんか。

○永田委員 ちょっと聞いてみてもいいですか、10番です。きのうこの現地確認の際に
ちょっと話題で、よその地域で砂利採取した後に耕作放棄になって問題になっている、県
のほうで問題にされていると思いますが、どのような地区でどのような案件でそんなふう
になっているのでしょうか。北栄はないというのですが。

○事務局 私が県から伺ったのは、どこだということではない。ただ、そうすると
本当にそうになっているのかということが、会長さんも出られている会議のほうであつた
ということ。なので、急遽、県としては、自分のほうで調べさせてもらいますよという話
でした。で、北栄町には今のところ、そういったところはないと思っておりますというこ
とでした。

○永田委員 あと、その辺のところについてはどうなのだろうなということですが、遊休
農地にならないように業者のほうに声かけをしていってということもありましたが、それ
はそういう事例があるからこそこまでの話になるわけではないのですか。

○事務局 そういうことなく、そういうふうに書いている計画段階で、本人さん、
これはあくまで業者だけが出しているわけではないのです。持ち主も一緒に判をついて出
しているわけです。ですので、責任を持ってやれよということなのですよ。やると言っ
た限りはしてくださいと。

○永田委員 そうではなくて、砂利採取はもうさせない、申請は通さないとか、そういう
お話だったので、実際そういう方向で進んでいるのかな、実際、そういう案件があつて、
その案件をそういうことを起こさないように、業者は砂利採取するだけではなくて、後の
ことまで面倒を見なさいよという方向で進めていくというお話でしたよね、この間。

○事務局 いや、誓約書の中に業者のほうは責任を持ってやりますよということがたしか
載ったと思います。単に耕作者だけのもう話ではないのですよね。ですので、そういうこ
とで計画を出した限りはきちんとやってくださいというのが趣旨でして、それをされない
ということであれば、当然許可は次は出ないというお話になってもおかしくありませんし
……。

○永田委員 この誓約書の分があるので、誓約書に文言があつて判を押しているので、誓
約書が書いてあります。今回の件は耕作してある畑を掘って戻してという分なのでこうい
うことなのかもしれませんが、そもそも耕作放棄地なんかだったら、前のときにあったような、
●●さんでしたかね、●●さんなんかの●●がつくるように見つけてきてという分で、そ
ういう話になると基本的に遊休農地というのは後まで見つけてこないと砂利採取までは行
かないということになるわけですよ。

○事務局 そうのことですね。適正に利用していただいておくのが農地だということ
です。

○永田委員 とりあえず、では、砂利採取業者さんのほうにもう完全にそこまで持たせる
ということ。

○事務局 そうですね。責任がありますよと。

○永田委員 責任がありますよはいいのですが、その事例が出てこないというのはいまい
ちよくわからなくて、県のほうがこういうふうなのではないかという話になって……。

○事務局 いや、事例が出る前に手を打っておく必要があるということ。

○永田委員 何だかちょっとその辺が、現地確認でもそういうふうに県が言われるので、
どうなのでしょうねという話をされても、いや、大丈夫なのではないですか、農業委員会
がどうしてもあると思うのですよ、結局。本当に大丈夫なのと。大丈夫ですよ、地権者は

確約を出しているし、砂利採取業者は誓約書を出しているし、問題ないでしょうで通してしまってもいいのですが、別にね。それで済むのならそれでいいのでしょうけれども、実際……。

○事務局 農業委員さんも、その地区の担当の農業委員さんというのは、第三者とかそういうことではなくて、やっぱりちゃんと指導すべき立場だと思います。もちろん事務局でもしますけれども、そういうふうな関心を持っておいてもらって、もしも耕作されない場合は指導されても全然問題ないと思います。

○永田委員 指導はあるのは先でしょうが、よくわからないけれども予防措置、予防措置でとどろどろどろ積み重ねていくと、何だかしまいにはがんじがらめになってしまいそうだなというイメージがあったので。

○濱坂議長 僕が知っている範囲で状況を言うと、まず砂利採取しているのは、この中部地域と東部、湖山周辺ですよ。あの辺が大体、議案として出てきます。まず表土の埋め戻しについては中部地区は2m、もとあったものを2m戻せということで申し合わせというか意思統一してあるわけです。ただ、東部は1mなのです。僕は最初に出たとき、何で1mかと疑問に思って質問したのですが、向こうはながいもみたいなものはつくらないと。サツマイモ程度だから1mあればいいということがどうも慣例のようです。その点についても県で何らかの、農地は農地として残していくのだから、それなりの見解があるべきではないかということで、検討をするということになっているのですが、まだその検討の結果が出ておりません。

それから、砂利採取した後の管理ですけれども、中部の場合は、うちみたいにその後どういうふう利用するかということはある程度指導をしているわけですよ。だから、季節野菜とか芝を植えるとか、計画としては確かに出てきます。その後の管理については確認していくのが基本だと思いますけれども、過去そこまではっきりと、なら何年間でできたかという追跡調査ができていません。それから、東部は農地に戻ったときにどうするかという計画は出ていません。せっかく農地として復元したのだから、農地として使えるような計画書を求めるべきではないですかと言っておりますが、その辺もその地区での●みたいなことがまだあって、統一見解になっておりません。

それと、もう一つありましたね。ど忘れしました。それと、見解としては、今回のように、遊休農地になっているところ、それから純然と耕作されて農地だとはっきりしたところ、両方あるわけですよ、転用して砂利採取……。

○永田委員 今回、遊休農地ではないですよ。

○濱坂議長 違いますか。

○永田委員 ええ、違います。

○濱坂議長 で、2つあるのです。ある人に言わせると、遊休化している農地については、とりあえず農地として復元してから砂利採取すべきでないかという意見の人もあります。それから、そのままの荒れたままの状態ですり採取して、きれいになってから物をつくれればいいという考え方の人もあります。その辺はちょっとまだ曖昧といいますか、はっきりしていないところがたくさんあります。ただ、中部の場合、特に北栄町については、農地として復元した場合にはちゃんと後の管理をしていただくという、業者を含めて共同責任的に指導を、指導というかお願いをしているということですね。

○永田委員 結局、とりあえず出しておけばいいからみたいな話になってもおもしろくないので、結局、砂をとるのだったら後まで管理するつもりでないとだめですよという地権者さんのほうに話をしておかないと、地権者さんは砂を売りたいわけですから、言うことは何もないので。やっておくよと言われればそれまでになるので、業者さんに担保をつけるというのなら、それはそれだと思のですが、あんまり●●みたいなことはしないようにという話で進めなければいけないなということですね。

○濱坂議長 だから、農地に復元して自分でつけれないのだったら、誰かに頼むとか、今度は手順を追っていかないと、ただ自分ができないからまた荒らかしてしまうというのはだめだと思うのですよ。その辺はやっぱり地元の農業委員さん中心に見ておかなければいけないわけです。せっかくきれいに農地に戻るわけですから。だから、農地として荒れさ

せないための指導を次々とやっていくことが必要だと思います。

そのほかはございませんか。

○濱坂議長 以上で、5条案件、いかがですか、そのほか。そのほか特に問題はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

そうしますと、5条案件、申請のとおり承認いたします。

続きまして、4番、農地利用集積計画の決定について説明を願います。

○事務局 議事の79ページをごらんください。農地利用集積計画の決定でございます。利用権設定につきましては18件です。3年未満の契約はございません。それぞれの内容につきましては、議案書の各筆明細に明記しております。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。各要件につきましては、以前に配付しております農業委員会法令業務ロードマップ、3ページにございます。以上でございます。

○濱坂議長 ちょっと確認をいたしますが、11番からの●●さんの関係です、これ年金の関係で一旦解約してもう一遍するということですね。

○事務局 はい。

○濱坂議長 今回も件数が少ないので、御意見がございましたら受けたいと思います。

○河原委員 ちょっと聞いてみようと思っていたのですが、この●●さん、鳥取からつくりに来られるの。

○事務局 息子さんです。実際のところは、御家族がそれを引き続き雇用人として耕作をされるのであれば取得可能ですよね。

○事務局 本人さんが年間60日以上していることが前提です。本人さんも土日だけでも60日は超えますし、御家族と一緒にやられています。

○永田委員 解約する意味がわからないのですが。

○事務局 解約は年金の関係で農地の縛りをなくすために解約を一旦して、もう一回親子ですということ。それは年金の制度の問題です。なので、親子間で前もしていたのに今回も親子間でというのは、一般的に考えたらそうなのですが、年金の制度のためにそうされるということです。

○永田委員 別段あれなことがあるわけではなくて、縛りを切るためだけの届け出ということですか。

○事務局 そうですね。

○永田委員 いや、従前の解約をした後に●●さんの名義のほうで届け出をされるならそうかなという気がするのですがね。これだと縛りがなくなるだけでほかは何もないようなと。

○事務局 ただ、縛りは取れるのですけれども、どなたかに貸しておくことは一応原則です。

○永田委員 それはいいです。

○事務局 その解約ですけれども、基本的に例えば最初に農地法でされていたと、更新で10年、10年でされたとなると、20年というものになってしまうのですね。年金の場合、10年、10年で一回区切ってもう一回10年でされないといけないという制度がありますので、その区切りというのが再設定と言うのですが、その再設定を超えないと縛りが取れない。同じ20年しても10年、10年で一回区切らないと再設定にはならないということです。

○永田委員 契約が農地法なのですね、わかりました。はい、大丈夫です。

○事務局 大体、以前に、昭和代に経営移譲をされている方はまだ基盤法がありませんので、農地法でされていますので、基盤法でされたら一旦全く切れてしまっていて、それで更新で次のが来たらするという分で、一旦切れるので再設定という形を自動的にとれるのですが。

○事務局 協議事項の9ページになるのですが、●●さんと●●さんが合意解約をされているのです。契約を見ていただきますと、農地法のほうで平成13年に20年間の契約を

されております。しかし、年金でいくと、これを20年されたら、これは1回としか計算されませんので、さらにもう一回しなければいけないことになるのです。それを一旦解約をして10年で切って、次の10年をすることによって年金としては更新をしたことになるわけです。そういう手続が必要だということでもあります。

以前は農地法しかなくて、20年という契約をされたのですが、農業経営基盤強化促進法ができて、ということだな、その関係で年金等は10年、10年という手続をしなければいけないことになっているということです。そういう方々がある都度にこちらのほうで点検した上で再設定をしていただいておりますということになります。

○濱坂議長 理解していただけますか。中身としては一緒なのですが、制度上そうしないと後で不都合が出るというだけの話です。

○事務局 今しておきませんと、更新されない可能性が出てきます。1回としかカウントされていないので、更新をしていないということになるのです、何ぼ20年出しても。更新することが必要なのです。ということになります。あくまで農業委員会のほうでチェックをかけてやっていただいておりますけれども、あくまで個人さんの申請ですので、申請をしていなかったということで農業委員会のほうに責任があるということにならないので、そういうことにならないように、こちらのほうの事務局としてはそういう方には今のうちにやっていただいておりますと、わかった段階でやっていただいておりますということになります。

○濱坂議長 これは、例えばうっかりして11年目に気がついた場合、そのときでもいいのですよね。

○事務局 その11年目のときから解約していただいて、今度また10年していただくと、はい。

○濱坂議長 10年ですね。

○河原委員 1年間切れてしまう、年金が。

○事務局 切れません、切れないようにさせていただきます。

○河原委員 さかのぼるのか。

○事務局 さかのぼりません。

○杉川委員 そういう事例は大分あるということか。申請しないような。

○事務局 例えば11年最初にされていて、その段階で切って……。

○濱坂議長 そういうのはしなくても年金は出るのです、20年間していても。

○事務局 はい。そこからまたさらに……。

○河原委員 ああ、1回目が生きているから、だからあと10年の間にすればいいというイメージで解釈しておけばいいね。

○事務局 次の10年をすればもういいと。

○濱坂議長 だから、農地の縛りがあるかないかで。

○事務局 そこから先はもう縛りがなくなるので、でないと20年なって、そのままおると、まだ更新もしていないし農地もまだ続けてみたいな話になる。

○河原委員 だったら、もう最初から10年にしておけばいいのだ。

○事務局 いや、そのときには農地法しかなかった。

○河原委員 いやいや、それはわかりますが。

○事務局 20年でよかったのだな、多分。

○河原委員 前が20年までよかったのでしょうかね、多分……。

○事務局 制度が変わったと、それに対応しなければいけない。

○濱坂議長 そのほか、質問、意見はございませんか。よろしいですか。先ほどの件はまちよこちょこ出てくると思いますので、興味があると言ったらおかしいですが、もうちょっとなじり知りたいという方は事務局のほうで聞いていただきたいと思います。

意見がないようですので、農地利用集積計画の決定について、申請のとおり決定してもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そうしますと、申請のとおり計画決定いたします。

続きまして、北栄町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4章1の(5)

の規定による所有権の移転申出書について、1件でございます。説明をお願いします。

○事務局 議事の81ページをごらんください。北栄町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4章1の(5)の規定による所有権の移転申出書でございます。この申出書に係る農地は5筆、4,886㎡でございます。所有者は原のお方です。近いうちに県外の御家族と同居されるということで、同じ地区の方に農地の所有権移転をされるものでございます。所有権移転された後も、譲り受け人により水稻を耕作されます。参考として、法令業務ロードマップでは3ページとなります。以上です。

○濱坂議長 説明が終わりました。何か発言、質問はございますか。特に発言ございませんか。

(「はい、ありません」と呼ぶ者あり)

そうしますと、農業経営基盤の強化の促進に関する移転申出書でございますが、申し出のとおり決定してもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そうしますと、決定いたします。

続きまして、6番の協議事項に移りたいと思います。1の農地法第3条の3第1項の規定による届け出書について説明をお願いします。

○事務局 協議事項の2ページをごらんください。農地法の第3条の3第1項の規定による届け出書が3名の方から出ております。農業委員会へのあっせん希望はございません。以上です。

○濱坂議長 3件一括して説明がございましたが、何か発言はございますか。

○河原委員 ちょっとよろしいでしょうか。教えてほしいのです。5ページの時効取得というのはどういう意味ですか。

○事務局 以前もお配りしたと思います。許可を得ずに所有権移転のできる場合ということで資料をお配りさせていただいたものでして、20年間管理をしていたということが、これは裁判所だと思えますけれども、申し立てをして認められれば時効取得になるということになります。

○河原委員 ありがとうございます。

○濱坂議長 そのほかございませんか。

特に発言がないようですが、協議事項の1番、農地法第3条の3の第1項の規定による届け出書について受理してもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そうしますと、一括受理いたします。

続きまして、協議事項2、農地法第18条第6項の規定による通知書について説明をお願いします。

○事務局 協議事項の7ページ、8ページ、9ページをごらんください。農地法第18条第6項の規定による農地使用貸借合意解約書が3件提出されております。以上です。

○濱坂議長 説明が終わりました。何か発言はございますか。

特に発言がないようですが、届け出のとおり受理してもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そうしますと、3件一括受理いたします。

続きまして、農地の転用に関する確認願について説明をお願いします。

○事務局 協議事項の10ページをごらんください。協議事項第3号です。申請人は、この農地に農作業場を設置されたものでございまして、転用面積は192平方メートルでございます。以上です。

○濱坂議長 現地確認をしていただいておりますので、報告をお願いします。

○永田委員 特段問題はありませんでした。以上です。

○濱坂議長 ありがとうございます。現地確認報告も終わりました。何か発言はございますか。

特に発言がないようですので、2アール未満の農地転用を受理してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そうしますと、受理いたします。

続きまして、協議事項４番、北栄町農業経営基盤強化基本構想の改正について、説明を願います。

○事務局 本日お配りしました基本構想案及び意見への対応を書いたものをごらんください。委員の皆様は郵送でお送りしましたが、産業振興課が基本構想の改正案を県に事前協議する前に改正案を農業委員会等の意見を踏まえたものとするほか、さらに、本協議には、県に事前協議したものを農業委員会総会で承認をすることが必要ということで県の指導を受け、このようにさせていただいたものでございます。この基本構想の説明につきましては、先日配付しましたものでおわかりかと思えます。ですので、本日は、県に事前協議済みの基本構想をごらんいただき、御承認をいただけるのか否かを御協議いただきたいと思います。基本構想の中で横線がしてありますのは、先日お配りしたもののときに、前回から修正した部分でございます。また、波線がございすけれども、波線の部分が数名の委員さんから意見をいただいて修正をされたところと伺っております。

一応、先日配らせてもらったものの基本構想の改正案というものを読ませていただきますと、改正のポイントとしては農業経営基盤強化促進法の改正、中間管理事業の推進に関する法律の制定に伴う変更という部分と、あと指標の見直しということになります。具体的に行きますと、効率的かつ安定的な農業経営の指導ということで、現行３９０万円の年間農業所得を３８０万円とするということだそうでございます。それから、年間労働時間ですけれども、２，０００時間ということでしたけれども、それを１，９００時間としたいというのであります。あと、経営モデル類型ですけれども、もともと合併したときに両町のものを一つにしております、そのときに１６類型ございましたが、それが前回で１５類型、今回で１４類型に減らしていきました。よそと相談をいたしまして、町内で営まれている営農形態等を勘案して変更したと聞いております。あと、新規就農者の育成目標、目指すべき農業経営の指標ということで、それも上がっておるところであります。あと、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標ということで、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農用地利用集積目標ということで１，１３３ヘクタールという目標を立てられておまして、農用地利用に占めるシェアの目標は５２．９％ということでございます。前回、改正前が４７％ということでした。あと、目標とする農業経営の姿ということで、現状、総農家が１，４２９戸のところをおおむね１０年後には１，４００戸、減っていくだろうとはいうことですので、１，４００戸は確保したいということだそうでございます。経営体ですけれども、現在、個別経営体１３４、組織経営体１８組織ということになっておまして、それを１０年後には個別経営体が１５４、組織経営体を２８組織ということで目標を立てておられます。後になりましたけれども、現状の集積率でございますが、８１２ヘクタールということだそうでございます。これは、今申し上げました組織経営体、集落営農を含めまして８１２ヘクタールという数字が出ておるということでございます。たしか認定農業者で四百数十だったと思いますが、８１２ヘクタールということだそうでございます。

今後のスケジュールでございますけれども、本日御協議をいただきまして、県への本協議ということで９月１７日に提出されるということです。ただ、県から町への同意書が９月２９日に送られてきて、それを、差上げた文書ではこれは違っておりますけれども、公告ということが本当ですけれども、当日に公告をされるということだそうでございます。９月３０日に改正が終了ということだそうでございます。以上です。

○濱坂議長 農業経営基盤強化促進基本構想についての概略説明は終わりました。何か御意見はございますか。一人頭３８０万円の年間農業所得を目標として、一人がおおむね１，９００時間で稼ぎなさいということのようではございますけれども、目標は到達できそうですか、した人もありますか。

所得についてはそれなりに頑張れば届く数字かもしれませんが、労働時間についてはなかなか大変だなという気がしておるところです。

後ほど、本日お配りしたものが皆さん方から御意見をいただいて修正したもののようなので、後ほどじっくり読んでいただきたいと思います。先回も申し上げましたが、

まちづくりビジョンと、それから、今策定中の基本計画と、それからこの基本構想は3つを合わせて深みのあるものになるのではないかなと思っておりますので、十分読んでいただきたいと思います。

○事務局 一つ追加させていただきます。意見への回答の文書があると思います。1枚、2枚開いていただきまして、5番の回答でございますが、そこの一番右のほうに、文面はプラスいたしませんで切れていると思いますけれども、さらにつけ加えまして、なお、女性農業者については5ページに記載しておりますので御理解をくださいということだそうでございます。以上です。

○濱坂議長 5ページ。

○事務局 はい。真ん中辺にありますね。なお、本町農業生産の重要な担い手である女性農業者については云々という部分でございますね。このように厚いものが送られてきて、全部を見きれないということもあるかもしれませんが、基本的には第3までの話なのかなと。第4以降は手続関係がずっと載っておりまして、これはほか町とも同じですし、そんなに気にされる部分ではないのかなと思いますけれども、1、2、3の辺ですね。今、会長さんのほうからもお話のありました指標ですね。目標をどこに置くかという部分というのは、関心を持っていただけるのかなと思います。

○濱坂議長 特に発言はございませんか。なければ、本日お配りした基本構想をもって農業委員会としては承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そうしますと、基本構想につきましては、本日提案されたものを承認したいと思います。
(一部略)

続きまして、7番の報告事項に入りたいと思います。各委員会の報告でございますが、農地委員会。

○杉川委員 岸田会長さんが、今、点滴だか、点滴はもう済んだかもしれないな、病院行っておられるということで、副のほうで。この間、北栄砂丘まつりでお世話になりまして、ありがとうございました。何とか8,000円の出店料がぎりぎり行ったかなという世界であります。ありがとうございました。

それから、六尾の遊休農地の片づけですけれども、基本的に今の稲が植えてあるから、稲刈りが済んで10月の中旬ぐらいに、みんな総事で草刈りなりいろいろあそこの仕上げをしたいと考えています。状況を見ながら10月の中旬ぐらいにやりたいと考えていますので、そのときは協力をよろしくお願いします。

○濱坂議長 ありがとうございます。

続きまして、農政委員会、ございますか。

○濱田委員 農業委員の皆さん、婚活の参加者への募集につきましては御協力をいただきましてありがとうございました。また再スタートしましたこの婚活が充実したものになるように頑張っていきますので、よろしくお願いいたします。

それと、きょうは時間が昼になってしまいますが、30分ぐらいでちょっと農政の方、総会終了後ちょっと残っていただきたいと思いますと思っております。よろしくお願いいたします。

○濱坂議長 この後、農政委員の方は会をしたいようですのでよろしくお願いします。

続きまして、広報委員会。

○森本委員 8月の終わりに「なたね」が出ました。読んでいただけたでしょうか。農地委員さんがすごく頑張ってやっておられることを、子供たちを表紙にしたりとか、事務局の阪本さんがたくさん写真を写してくださったので、そういうのを入れ込んであります。これを発行する前に女性農業委員の会議があったので、鳥取県の。そのときに皆さんにも見せてあげました。北栄町ではこういうことをやっていますということを見せてあげました。農地委員の皆さん、本当によく頑張ってくださいました。カボチャがまさかできるとは思っていました、あれだけたくさんできたし、びっくりしましたし、農地委員さんがもう消毒されたりとか、いろいろ目をかけてくださったおかげだなと思っています。それから、農政委員さんもこれから大変な大きなイベントをされるわけですけど、どうか成功しますように皆さんで協力し合ってやっていきましょう。そのこともたくさん広報で

も書かせていただきます。よろしくお願いします。今回は広報委員さんは集まらなくていいです。いろんな行事なんかを見ながら、またこういうことを皆さんにお知らせしたいなということを日ごろから考えていて、また原稿にしていadakきたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○濱坂議長 ありがとうございます。

○杉川委員 済みません、農地のほうから。今度、12日の日に農地パトロールをします。ので、よろしくお願いします。きょうはいいです。

○濱坂議長 そのほかの委員会等で出席される方、何かございませんか。アグリフォーラムなんかはありましたか。まだない。

○事務局 まだないです。

○福光委員 19日に実行委員会で。

○濱坂議長 ああ、そうですか。

○福光委員 初めての会です。

○濱坂議長 そのほかございませんか。

ないようですので、次の連絡事項を一括でお願いします。

○事務局 連絡事項を見ていただきたいのですけれども、当面の予定といたしましては、年金の加入推進特別研修会が水明荘でございます。それから、記入はしておりませんけれども、今ありましたように、19日にアグリフォーラムの第1回の実行委員会が開催されます。11月19日はメグリングツアー。それから、これも記入しておりませんが、きのう通知が来まして、11月26日に農業委員の特別研修大会をアロハホールで開催されるそうでございます。

それと、レジュメのほうに戻りまして、第10回の総会を10月10日の午後1時半から開催いたします。現地確認は前日、担当委員は14番、15番、16番、17番の委員さんになります。事案締め切りは9月25日木曜日ということでございます。以上です。

○濱坂議長 ここまでで何か聞き落とし、質問はございませんか。よろしいですか。

○杉川委員 現地確認も昼からだな。9日の日も。

(一部略)

○濱坂議長 ありがとうございます。それと私、1点だけちょっとお願いしたいのは、事業計画の中で9月に研修会を上げていると思いますが、先月も研修会ございましたし、今聞きますと11月もあるようですし、その辺で置きかえさせてもらってもいいだろうかと思ったりしているのですが、いかがでしょうか。

(「お願いします」と呼ぶ者あり)

ちょっと準備もこちらしていないのですが。

○杉川委員 何の研修会ですか。

○濱坂議長 いや、その中身もまだ何も決めていないのですけれども。そのかわり11月の分については皆さんが出ていただくということで、置きかえたいと思いますがいいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、済みません、そういうことでよろしくお願いします。

そうしますと、皆さん、何かございませんか、最後に。よろしいですか。

○事務局 資料……。

○濱坂議長 資料説明ですか。最後に資料説明をちょっとしたいそうです。

○事務局 資料の2ページから6ページは、空き農地情報バンクへの登録申込書が出ておりますので、よろしくお願いいたします。

あと資料の7ページのほうで、中間管理事業の目的等が鳥取県農業農村担い手育成機構のホームページにございますけれども、ごらんになられない方もあらうと思ひまして資料をつけさせていただきましたので、御一読いただければと思います。最終ページには農地借り受け希望者の一覧も公表されております。

あと、本日お配りしましたけれども、鳥取県親元就農促進支援交付金交付要綱及び要領の一部改正がございました。下のほうに改正点等書いてございますので、参考にしていた

だければなと思います。以上です。

○濱坂議長 そうしますと、以上で本日の総会を終了いたします。

議長（会長）

議事録署名委員（１４番）

議事録署名委員（１５番）